

## 社会福祉法人多度津さくら会

### 役員、評議員及び第三者委員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用に関する規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人多度津さくら会（以下、「当法人」という。）の定款第八条及び定款第二一条と苦情解決に関する規程と評議員選任・解任委員会設置及び運営規程第9条の規定に基づき、役員、評議員及び第三者委員及び評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定款等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義が、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一六条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 第三者委員とは、苦情解決に関する規程に基づき置かれる者をいう。
- (4) 評議員選任・解任委員とは、定款第六条及び評議員選任・解任委員会設置及び運営規程第2条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料等の経費をいう。

#### (報酬の支給)

第3条 当法人は、理事長に報酬等を支給することができる。

#### (報酬の額)

第4条 理事長の報酬等の額は、別表1「理事長の報酬」のとおりとし、評議員会において定めるものとする。

#### (支給日)

第5条 理事長の報酬等の支給日は、評議員会で定めるものとする。

#### (費用)

第6条 役員、評議員及び第三者委員及び評議員選任・解任委員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用について支払うものとする。別表2「理事会、評議員会会議・法人又は施設等監査業務・入札、事務引継、指導監査立合及び苦情解決事務・評議員選任・解任委員会会議」のとおりとし、評議員会において定めるものとする。

(公 表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委 任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途、定めるものとする。

附 則

この規程は平成29年1月1日から施行する。

[別表1] 理事長の報酬

理事長の報酬	金額（円）
一月	100,000

[別表2] 理事会、評議員会会議・法人又は施設等監査業務・入札、事務引継、指導監査立合及び苦情解決事務・評議員選任・解任委員会会議

役職名	業務内容	金額（円）
役員（理事・監事）	理事会、評議員会会議	自宅乃至勤務先
評議員	法人又は施設等監査業務	町内 3,000
第三者委員	入札、事務引継、指導監査立合及び苦情解決事務	町外 5,000
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会会議	